

学習塾・家庭教師に関するトラブル

進級・進学を控えて、勉強に対する関心や不安が高まる時期です。

「子どもの為に」と思って契約した学習塾や家庭教師。でも、当初の説明と違うし、成果も上がらない・・・。解約を申し込んだところ、高額な違約金を請求された。

学習塾・家庭教師に関する相談の多くは解約に関するものです。

事例 1

月謝払いの学習塾に子供を通わせているが、塾を変わりたくなり、退塾を申し出たところ、やめる2カ月前でないと受け付けられないと言わされた。(40歳代 女性)

事例 2

訪問販売で、「成績が絶対上がる」、「塾より安い」と言われ、中学生の娘に家庭教師付学習教材の契約をしたが、教材が3年分一括で送られてきて驚いた。また、指導内容も満足できない。解約したい。

(50歳代 女性)

アドバイス

役務の提供期間が2月を超え、かつ金額が5万円を超える学習塾や家庭教師などの役務提供については、特定商取引法の規制を受けますが、その条件を満たさない月謝払いの一般的な塾などは特定商取引法の規制を受けません。

学習塾・家庭教師に関する役務は、実際にそのサービスを受けて初めて不満を持つ場合も多く、解約の際にトラブルになるケースが多いようです。

契約締結前に、契約条件、特に中途解約の項目を確認した上で、慎重に検討して契約することが重要です。

トラブルに遭った場合は、クーリング・オフが適用される場合もありますので、早めに消費生活センターに相談しましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

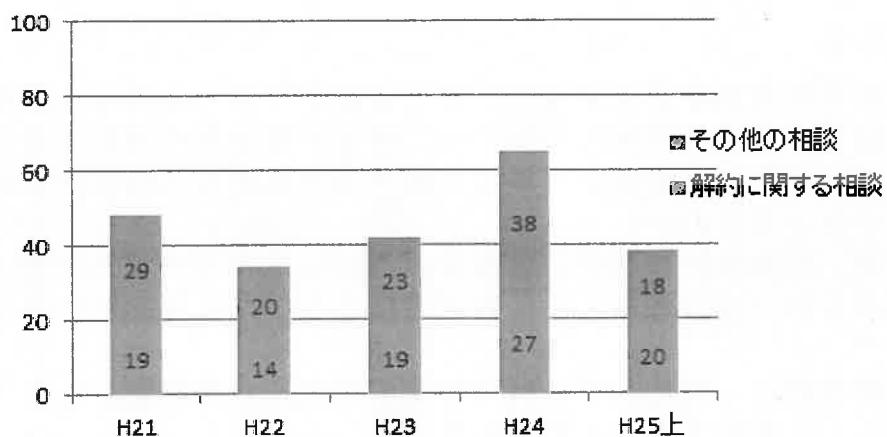
(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります

H26.2.25 岐阜新聞



学習塾・家庭教師に関する相談件数
(平成21年度～平成25年度上半期)